

小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、小金井市内の協議会事務局所在地に置く。

(目的)

第3条 協議会は、小金井市、子育て関係機関（施設）及び子育て・子育て支援活動に取り組む市民活動団体（以下「子育て活動団体」という。）によりネットワークを構築し、子育て活動団体等間の相互の連携（支援）を深め、市民に子育て・子育てに関する総合情報を提供するとともに、子育て活動団体の活動を支援することなどにより、子どもたちの健やかな成長に資することを目的とする。

(構成)

第4条 協議会は、子育て関係機関（施設）及び子育て活動団体により構成する。

- 2 小金井市は、特別参加団体とする。
- 3 子育て活動団体は、主に小金井市に在住する概ね18歳までの子ども及びその親等を対象として子育て・子育て支援活動に取り組んでいる団体とする。
- 4 協議会への参加を希望する団体は、別に定める参加申込書により会長に申し込むものとする。
- 5 協議会に参加している団体は、別に定める退会届を会長に提出して退会することができる。
- 6 協議会に参加している団体は、その名称、所在地又は代表者の氏名等に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出るものとする。

(事業)

第5条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 小金井市、子育て関係機関（施設）及び子育て活動団体等によるネットワークの構築及び運営
- (2) 「小金井子育て・子育てパートナーシップ宣言」の普及
- (3) 子育て支援サイトの構築及び運営
- (4) 子育て・子育てに関する講演会及び学習会等の開催

(5) その他第3条の目的を達成するため必要な事業

(部会)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するため、必要に応じて部会を設置することができる。

第2章 役員

(役員)

第7条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計担当理事 1人
- (4) 理事 7人以内
- (5) 監事 2人以内

2 役員は、協議会を構成する団体に所属する者の中から、総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計担当理事は、会計を掌るほか、協議会の業務を執行する。
- 4 理事は、この規約の定め及び総会又は役員会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 子育て活動団体に対する助成金の執行の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、不正の行為又は法令若しくはこの規約に違反する事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、総会の議決により2年を超えない範囲で別の仕事を定めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその仕事を伸長する。
- 3 役員は、再任することができる。

- 4 補欠のために就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 6 役員が当該団体に所属しなくなった場合でも、当該団体及び当該役員が了承すれば、当該役員の残任期間は役員として在任するものとする。

(役員の報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第3章 会議

(種別)

第11条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第12条 総会は、参加団体をもって構成する。

(総会の権能)

第13条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 役員の職務
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営等に関する重要事項

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 参加団体数の5分の1以上の団体から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第8条第5項第3号の規定に基づいて招集するとき。
- (4) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した団体に所属する者の中から選出する。

(総会の定足数)

第17条 総会は、参加団体数の2分の1以上の団体の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席した団体（小金井市を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第19条 各参加団体の表決権は平等なものとする。

- 2 総会に出席できない団体は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は会長若しくは他の参加団体に所属する者をもって代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した団体は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席団体
- (3) 審議事項
- (4) 必要に応じて議事の経過の概要
- (5) 議決の結果

- 2 議事録には、議長が記名押印又は署名しなければならない。

(役員会の構成)

第21条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 監事及び小金井市は、オブザーバーとして役員会に出席することができる。

ただし、表決権は有しない。

(役員会の権能)

第22条 役員会は、この規約に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の変更
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第23条 役員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員会を構成する役員総数の2分の1以上から、役員会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(役員会の招集)

第24条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号による請求があったときは、その日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第25条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第26条 役員会は、監事を除く役員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することはできない。

(役員会の議決)

第27条 役員会の議事は、監事を除く出席役員数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会での表決権等)

第28条 各役員を表決権は、平等なものとする。

- 2 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した役員は、役員会に出席したものとみなす。

(役員会の議事録)

第29条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 必要に応じて議事の経過の概要
- (5) 議決の結果

2 議事録には、議長が記名押印又は署名しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第30条 総会及び役員会の決定に基づき協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

(事務処理規程等)

第31条 協議会の事務処理等については、この規約で定めるもののほか、会長が別に定める次に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) その他役員会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備え付け)

第32条 協議会は、第2条の事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員の名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第5章 会計等

(事業年度)

第33条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会

長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業計画及び予算の変更)

第35条 事業計画及び予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議決により事業計画及び予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第36条 協議会の事業報告書及び収支決算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事による監査を経た上で、総会の議決を経なければならない。

第6章 解散及び残余財産の帰属

(協議会が解散した場合の地位の承継)

第37条 協議会を解散した場合は、小金井市にその地位を承継するものとする。

(協議会が解散した場合の残余財産の帰属)

第38条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、小金井市に帰属するものとする。

付 則

- 1 この規約は、平成23年8月2日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 本協議会の設立初年度の事業年度については、第33条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第34条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。